

○湯沢市創業スタートアップ補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 28 日

告示第69号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、創業スタートアップ補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、市内で新たに起業する者に対し、当該起業に係る初期投資経費の一部を補助することにより、新たな事業の創出を促進するとともに、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 市内で事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、市内で新たに事業を開始する場合

イ 市内で事業を営んでいない個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第9項及び湯沢市市税条例（平成17年湯沢市条例第57号）第35条の2第10項に規定する法人設立申告書の届出により新たに会社を設立し、市内で事業を開始する場合

(2) 事業所 主たる事業活動の拠点（販売拠点、生産拠点、研究拠点その他市長が認めるもの）をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する個人又は市内を所在地とする法人

(2) 市税に滞納がない者

(3) 湯沢商工会議所及びゆざわ小町商工会又は中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づき中小企業庁が設置した、秋田県よろず支援拠点を利用し、起業を確実とする具体的な計画を有しており、起業後も伴走支援を受ける者

(4) 許認可等を要する業種を起業する者については、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可等を受けることが確実と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者ではない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者

(2) 別表第1の業種に該当する事業を営む者

(3) 過去にこの補助金の交付を受けている者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に伴い新たに事業所を開設する事業及び宣伝広告を行う事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費のうち、別表第2に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額（国、県又は他の団体等から当該補助対象経費に係る補助を受ける場合にあっては、当該補助金の額を控除した額）の2分の1以内とし、150万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、創業スタートアップ補助金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否について創業スタートアップ補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、創業スタートアップ補助金変更交付申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この

限りでない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の総額を20パーセント以内で変更するとき。
- (2) 補助対象事業の目的をより効率的に達成するために、事業内容の軽微な変更をするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、必要があると認めるときは、当該交付決定の内容を変更し、創業スタートアップ補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、創業スタートアップ補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに創業スタートアップ補助金実績報告書（様式第6号）により、補助対象事業の実績を市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第10条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、創業スタートアップ補助金交付決定取消通知書（様式第7号）より通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（調査報告）

第14条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業に係る事業状況等について報告を求め、又は調査することができる。

(関係帳簿の保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該補助対象事業の収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(その他)

第17条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和7年3月31日告示第41号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

1	農業 (農業サービス業及び園芸サービス業を除く。)
2	林業 (素材生産業及び林業サービス業を除く。)
3	漁業
4	金融業及び保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
5	医療、福祉の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所
6	医療、福祉の社会保険・社会福祉・介護事業
7	次に掲げるサービス業等
	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) により規制の対象となるもの

(2)	競輪・競馬等の競走場、競技団
(3)	芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
(4)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(5)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(6)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
(7)	易断所、観相業、相場案内業
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

別表第2（第5条関係）

経費名	補助対象経費
拠点費	事業所取得費（事業の拠点となる車両を含む。）、内外装、設備、看板設置等工事費
備品費	じゅう器、機械器具等購入費（営業車両等事業以外の用途に利用可能な車両を除く。）
広告	新聞広告、チラシの作成及び配布その他宣伝広告に必要なとする経費